

檜原村障害福祉計画

【第4期】

平成27年度～平成29年度



平成27年3月

檜原村

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間及び見直しの時期	2
4 計画の策定体制	2
5 障害者総合支援法の概要	3
第2章 障害のある方を取り巻く状況	4
1 檜原村の障害のある方の状況	4
（1）障害者手帳所持者数の状況	4
（2）身体障害者手帳所持者の状況	4
（3）療育手帳所持者の状況	5
（4）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	5
2 障害福祉サービスの実績値の状況	6
（1）訪問系・日中活動系サービス	6
（2）居住系サービス	7
（3）相談支援	7
（4）障害児通所支援及び障害児相談支援	8
3 地域生活支援事業の実績値の状況	9
（1）必須事業	9
（2）その他事業	10
4 第3期計画の進捗状況の評価	11
第3章 計画の基本理念・基本方針	12
1 計画の基本理念	12
2 計画の基本方針	14
3 施策の体系	15
第4章 第4期障害福祉計画がめざす目標	16
1 入所施設の入所者の地域生活への移行	16
2 入院中の精神障害のある方の地域生活への移行	16
3 地域生活支援拠点等の整備	17
4 福祉施策から一般就労への移行	17
第5章 第4期障害福祉サービス等の見込量と取組	18
1 障害福祉サービスの充実	18
（1）訪問系サービス	18
（2）日中活動系サービス	21
（3）居住系サービス	26
（4）相談支援	27

(5) 障害児通所支援及び障害児相談支援	27
2 地域生活支援事業の充実	29
(1) 理解促進・研修啓発事業	29
(2) 自発的活動支援事業	30
(3) 相談支援事業	30
(4) 成年後見制度利用支援事業	32
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	32
(6) 意思疎通支援事業	32
(7) 日常生活用具給付等事業	33
(8) 手話奉仕員養成研修事業	33
(9) 移動支援事業	34
(10) 地域活動支援センター	35
(11) その他事業	35
第6章 計画の推進に向けて	38
1 重点的な取組・課題	38
(1) 利用者が望むサービスの提供	38
(2) 制度の周知を図る	38
(3) 雇用の拡大・就労支援施策の推進	38
(4) 障害者の虐待防止	38
(5) 障害のある子どもへの支援	38
(6) 災害時の支援体制・協力体制の確立	39
(7) 移動・交通対策の充実	39
(8) 障害を理由とする差別の解消	39
2 計画達成状況の点検及び評価	40
(1) 関係団体・民間企業等との連携	40
(2) 関係機関の連携	40
(3) 国・都との連携	40
(4) 計画の進捗状況	40
資料編	42
1 檜原村障害福祉計画策定委員会設置条例	42
2 檜原村障害福祉計画策定委員会委員名簿	44
3 計画策定の経過	45

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害福祉計画は、従来の障害者自立支援法を改正し、平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標のほか、サービス等の種類ごとの必要な見込量に関する事項などを定めるものです。

本村では、平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法に基づき「檜原村障害福祉計画(第 1 期)」を策定し、その後通算 3 期にわたって障害福祉計画を策定し、障害者福祉施策の計画的な展開に努めてきましたが、第 3 期計画の計画期間満了により、国の基本指針及び東京都障害者施策推進協議会の意見、これまでの村の実績や実情等を踏まえ、新たな取り組みを加えた、平成 27 年度から 29 年度までを計画期間とする「第 4 期檜原村障害福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく、市町村障害福祉計画として策定するものです。「檜原村障害者計画」が障害のある方のための施策全般に関する指針を示す基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。

また、本計画の策定にあたっては、都と協議を行い、第 4 期東京都障害福祉計画との整合を図りながら策定しました。

対比	障害福祉計画	障害者計画
法的根拠	障害者総合支援法(第 88 条)	障害者基本法(第 11 条第 3 項)
市町村の策定義務	義務	平成 19 年度から義務化
計画の性格	障害福祉サービスに関する 3 年間の実施計画	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定める
国・都の計画との関係	国の基本指針に則して作成し、市町村障害福祉計画を積み上げていく形で都道府県障害福祉計画を策定	障害者計画は、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定
計画期間	3 か年を 1 期とする	規定なし(概ね 5 年から 10 年)

3 計画の期間及び見直しの時期

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年とします。なお、計画期間中に、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認められる時は計画の見直し等を行います。



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「檜原村障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容についての審議を行いました。策定委員会には、障害者団体関係者や、障害福祉の現場で活動する事業所の職員等福祉関係者に、委員として参画していただいています。

5 障害者総合支援法の概要

平成 24 年 6 月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成 25 年 4 月（一部平成 26 年 4 月）、これまでの「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。その概要について以下に示します。

（1）障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としています。

（2）障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

（3）重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害のある方・精神障害のある方に拡大しています。

（4）共同生活介護の共同生活援助への一元化

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が、共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

（5）地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする方を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害のある方または精神科病院に入院している精神障害のある方に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方であって厚生労働省令で定めるものが追加されました。

（6）地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、①障害者に対する理解を深めるための研修・啓発、②障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④意思疎通支援を行う者の養成が追加されました。

第2章 障害のある方を取り巻く状況

1 檜原村の障害のある方の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

手帳所持者の状況をみると、年度により増減があるものの、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳については、若干増加の傾向にあります。

単位：人

	身体障害者手帳	愛の手帳 (療育手帳)	精神障害者 保健福祉手帳	総数
平成22年	151	29	15	195
平成23年	154	29	14	197
平成24年	154	29	14	197
平成25年	153	31	16	200
平成26年	156	31	24	211

(各年3月末現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者の障害部位別の状況をみると、各年とも「肢体不自由」が最も多く、構成比では約6割となっています。また、身体障害者の等級別の人数では、平成26年には1級が45人と最も多くなっており、次いで4級、3級の順となっています。

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言 語・そしゃ く機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成22年	16	17	2	85	31	151
平成23年	16	16	2	86	34	154
平成24年	16	16	2	86	34	154
平成25年	17	14	2	88	32	153
平成26年	16	11	2	94	33	156

(各年3月末現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成22年	51	28	24	29	7	12	151
平成23年	51	27	24	33	7	12	154
平成24年	51	27	24	33	7	12	154
平成25年	43	31	27	32	8	12	153
平成26年	45	28	30	32	9	12	156

(各年3月末現在)

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の等級別の状況をみると、「中度」が最も多く、次いで「重度」となっています。経年での推移については、「軽度」が若干増加していますが、各障害程度において増減はあまりみられず、ほぼ横ばいになっています。

単位：人

	最重度	重度	中度	軽度	合計
平成 22 年	3	9	13	4	29
平成 23 年	3	9	13	4	29
平成 24 年	3	9	13	4	29
平成 25 年	3	10	13	5	31
平成 26 年	3	10	12	6	31

(各年3月末現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、平成 26 年には全ての等級で増加しています。また、通院医療費公費負担制度を利用している人は平成 25 年までは若干増加傾向ですが、平成 26 年時点では減少し、29 人となっています。

単位：人

	1 級	2 級	3 級	合 計	通院医療費 公費負担
平成 22 年	3	10	2	15	33
平成 23 年	3	9	2	14	32
平成 24 年	3	9	2	14	34
平成 25 年	3	10	3	16	35
平成 26 年	5	13	6	24	29

(各年3月末現在)

2 障害福祉サービスの実績値の状況

(1) 訪問系・日中活動系サービス

本村において実施する訪問系サービスについては、平成 24 年度、25 年度において利用実績はありませんでしたが、平成 26 年度に 1 人支給決定があり、今後も継続してサービスの利用が見込まれます。

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (推計値)
居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、重度障害者等包括支援 (時間/月)	実績値	0	0	5
	見込量	16	16	16
	計画対比	0.0%	0.0%	31.3%
生活介護 (人日/月)	実績値	154	198	220
	見込量	176	176	176
	計画対比	87.5%	112.5%	125.0%
自立訓練（機能訓練） (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	0	0
	計画対比	—	—	—
自立訓練（生活訓練） (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	0	0
	計画対比	—	—	—
就労移行支援 (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	0	0
	計画対比	—	—	—
就労継続支援（A型） (人日/月)	実績値	44	22	22
	見込量	44	66	88
	計画対比	100.0%	33.3%	25.0%
就労継続支援（B型） (人日/月)	実績値	132	110	132
	見込量	154	176	198
	計画対比	85.7%	62.5%	66.6%
療養介護 (人/月)	実績値	1	1	1
	見込量	1	1	1
	計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
短期入所 (人日/月)	実績値	1	0	1
	見込量	14	14	14
	計画対比	7.1%	0.0%	7.1%

(2) 居住系サービス

居住系サービスについては、施設入所支援については見込量のとおり、共同生活援助については平成 26 年度中に 7 人の利用実績があり、前回計画の見込を下回っています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (推計値)
共同生活援助 (人/月) 共同生活介護 (人/月)	実績値	6	8	7
	見込量	7	7	8
	計画対比	85.7%	114.3%	87.5%
施設入所支援 (人/月)	実績値	6	6	7
	見込量	7	7	7
	計画対比	85.7%	85.7%	100.0%

※平成 26 年 4 月からは、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されたため、平成 24 年度及び平成 25 年度の実績は、この 2 施設の合計。

(3) 相談支援

計画相談支援については、平成 25 年度より新規決定者、更新者等を対象に支給決定しています。地域定着支援の利用実績はなく、地域移行支援は平成 25 年度に 1 人の利用実績がありました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (推計値)
計画相談支援 (人/月)	実績値	0	1	2
	見込量	1	1	5
	計画対比	0.0%	100.0%	40.0%
地域移行支援 (人/月)	実績値	0	1	0
	見込量	0	0	0
	計画対比	—	—	—
地域定着支援 (人/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	0	0
	計画対比	—	—	—

(4) 障害児通所支援及び障害児相談支援

障害児への福祉サービスについて、児童福祉法等の改正のため平成 24 年度より障害児施設・事業が一元化されました。放課後等デイサービス、障害児相談支援については、平成 26 年度より 1 人の利用実績がありました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (推計値)
児童発達支援（人／月）	実績値	0	0	0
放課後等デイサービス（人／月）	実績値	0	0	1
保育所等訪問支援（人／月）	実績値	0	0	0
医療型児童発達支援（人／月）	実績値	0	0	0
障害児相談支援（人／月）	実績値	0	0	1

3 地域生活支援事業の実績値の状況

(1) 必須事業

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (推計値)
相談支援事業	障害者相談支援事業 (箇所)	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	地域自立支援協議会 (箇所)	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	成年後見制度利用支援事業	実績値	0	0	0
		見込量	実施	実施	実施
		計画対比	—	—	—
	基幹相談支援センター設置	実績値	0	0	0
		見込量	広域設置	広域設置	広域設置
		計画対比	—	—	—
移動支援事業	実施箇所数 (箇所)	実績値	2	2	2
		見込量	3	3	3
		計画対比	66.6%	66.6%	66.6%
	利用者数 (人/月)	実績値	1	2	2
		見込量	2	3	4
		計画対比	50.0%	66.6%	50.0%
	延べ利用時間数 (時間/月)	実績値	36	70	85
		見込量	100	150	200
		計画対比	36.0%	46.6%	42.5%
意思疎通支援事業 (人/月)	実績値	0	0	0	
	見込量	1	1	1	
	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%	
日常生活用具給付等事業 (件/月)	実績値	11	13	10	
	見込量	13	13	13	
	計画対比	84.6%	100.0%	76.9%	
地域活動支援センター	基礎的事業 (箇所)	実績値	0	0	0
		見込量	0	0	1
		計画対比	—	—	0.0%
	述べ利用者見込み数 (人/月)	実績値	0	0	0
		見込量	0	0	10
		計画対比	—	—	0.0%
	機能強化事業 (箇所)	実績値	0	0	0
		見込量	0	0	1
		計画対比	—	—	0.0%

(2) その他事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (推計値)
更生訓練費給付事業 (件/年)	実績値	0	0	0
施設入所者就業支度金給付事業 (件/年)	実績値	0	0	0
自動車改造費助成事業 (件/年)	実績値	0	0	0
オストメイト対応トイレ整備事業 (箇所/年)	実績値	0	0	0
じん臓機能障害者等通院交通費 給付事業	人/年	3	4	3
重度障害者タクシー乗車料金等 助成事業	人/年	—	17	20

4 第3期計画の進捗状況の評価

■自宅での生活を支える訪問系サービスの充実

福祉施設の入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を進めるためには、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの充実が不可欠です。

本村においては、利用者は少ないものの身近な場所にサービス事業所がないため、サービスを受けにくい状態にあり、安心して地域での暮らしを実現するためにもサービス提供体制の確保が求められている状況です。

■住まいの確保に対する支援

福祉施設の入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を支える基盤として、また、地域での自立した生活基盤として、グループホームなどの確保が求められている状況です。今後、受け入れ枠の拡充が求められます。

■日中活動を支援するサービスの充実

日中活動を支援するサービスについては、村内に事業所が少ないものの、潜在的な利用者があることが考えられ、圏域での広域的なサービスの確保が求められています。また、地理的な事情等により、通所や就労、社会参加をする際に障害のある方の移動が課題となります。そのため、障害のある方が移動しやすい環境をつくるため、移動手段の確保が求められています。見込量以上の移動支援サービスが提供され、今後、主にグループホーム入所者のサービス利用が見込まれます。

■一般就労への移行など、就労を支える取り組みの充実

本村においては就労継続支援（A型）を提供する事業所がないことから、近隣市町にある就労移行支援や村内の就労継続支援（B型）を提供する事業所と連携し、就労全般を支援する体制づくりを進めていく必要があります。また、就労が困難である方についても、福祉的支援を受けながら就労系事業所で得た自らの収入と障害年金で自立した生活ができるよう支援の充実が必要です。

■相談体制・情報提供体制の充実

相談窓口として福祉けんこう課の他に、相談支援事業を指定特定及び指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所に委託し、相談窓口の充実を図っています。また平成24年度に地域自立支援協議会を設置し、虐待防止や権利擁護などを含めた相談支援の強化を継続して実施していきます。

第3章 計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

1) 障害者総合支援法の基本理念

障害者総合支援法では、「障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営み、共生社会の実現を目指す」という、障害者基本法の目的・理念にのっとり、次のような基本理念が新たに盛り込まれています。

- すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること
- すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- すべての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられること
- 社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者及び障害児にとって社会的障壁の除去に資すること

2) 東京都の基本理念

東京都は「第4期東京都障害福祉計画」の骨子案において、基本理念Ⅰ：障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、基本理念Ⅱ：障害者が当たり前で働ける社会の実現、基本理念Ⅲ：全ての都民が共に暮らす地域社会の実現、の3つを基本理念として掲げています。

【第4期東京都障害福祉計画の基本理念】

- | | |
|-------|----------------------|
| 基本理念Ⅰ | 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現 |
| 基本理念Ⅱ | 障害者がいきいきと働ける社会の実現 |
| 基本理念Ⅲ | 全ての都民が共に暮らす地域社会の実現 |

3) 檜原村の基本理念

☆基本理念の3本柱

- 障害をもつすべての方が村の地域社会の一員として尊厳を保ち、その持てる能力を最大限に発揮できる地域社会の実現を進めます。
- 村内に住むすべての方が、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送れるよう、ともに支え合う地域社会の実現を進めます。
- 村のすべての地域資源と周辺市町との地域連携を活用し、障害をもつすべての方が、さまざまな身近なサービスを受けることができる地域社会の実現を進めます。

基本理念
Ⅰ

障害のあるすべての方が尊厳を保ち
能力を発揮できる、地域社会の実現

基本理念
Ⅱ

すべての村民がともに安心して暮らせる、
支えあいネットワークの実現

基本理念
Ⅲ

村のすべての地域資源と地域連携を活用し、
さまざまな身近なサービスを受けることができる
地域社会の実現

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本方針を掲げ、計画の推進に向けた施策・事業を展開していきます。

- 基本方針1 障害のある方の自己決定・自己選択の尊重と情報提供
- 基本方針2 すべての人が地域で自立して暮らしていける基盤づくり
- 基本方針3 ライフステージにあわせた支えあいネットワークづくり

＜基本方針1＞
障害のある方の
自己決定・自己
選択の尊重と情
報提供

- 障害の種別や程度を問わず、障害のある方が障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを支援します。
- 個々のニーズや状態に見合ったサービスを自己選択できる障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。
- 必要な情報を確実に提供していく、多様な媒体による、身近な情報提供体制を推進します。

＜基本方針2＞
すべての人が地
域で自立して暮
らしていける基
盤づくり

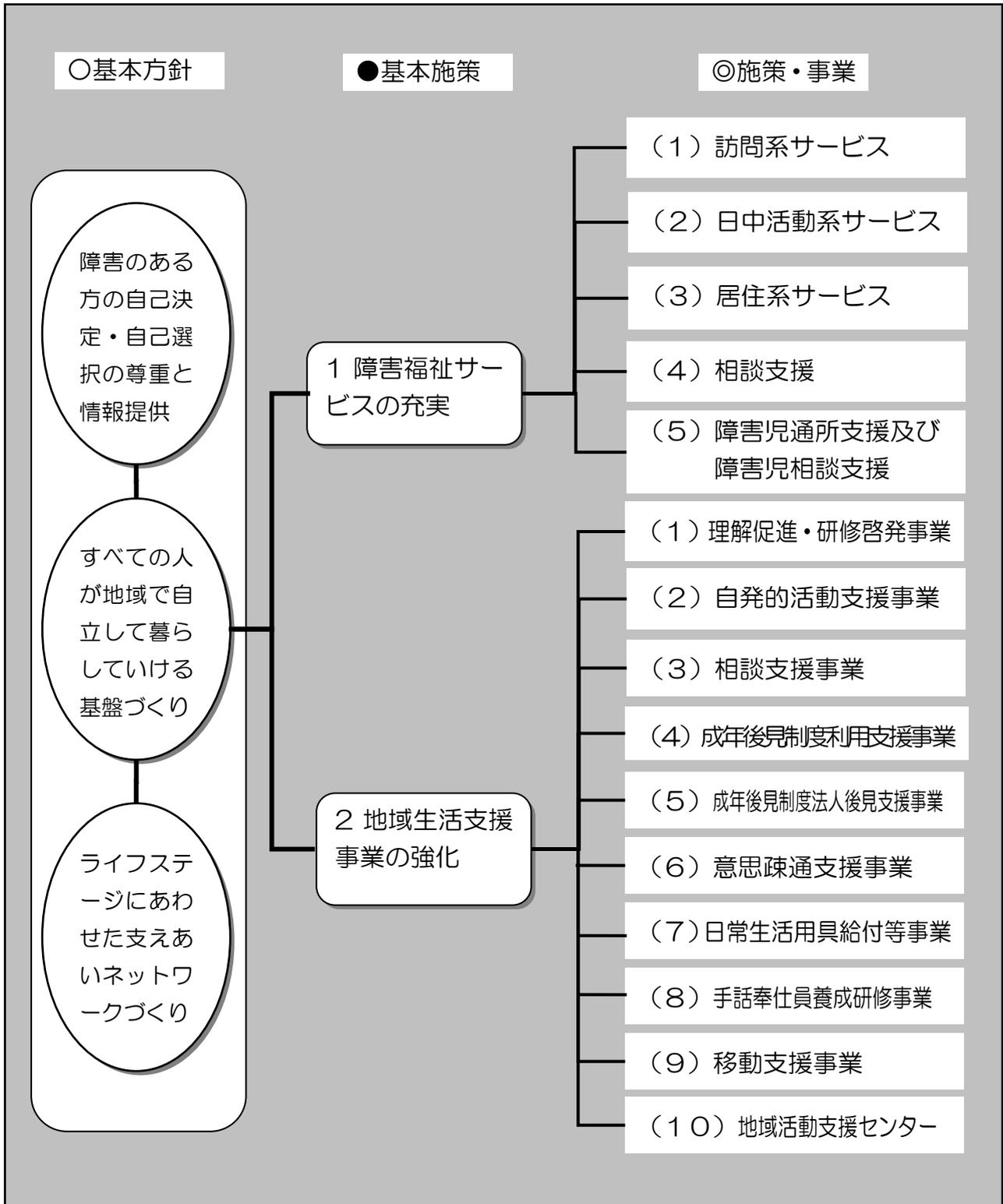
- すべての村民がともに支え、助けあい、誰もが安心して生活できるよう、障害者施策をはじめとする各福祉施策の推進に取り組んでいます。
- 障害のある方が自らその居住する場所を選択し、安心して生活できるよう基盤づくりを進めます。
- ボランティア組織やNPOへの委託事業などを支援していきます。
- 地域の社会資源を活用した就労の場の拡充に取り組んでいます。

＜基本方針3＞
ライフステージ
にあわせた支え
あいネットワー
クづくり

- 障害のある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、すべての地域社会資源（人・物・施設）を最大限に活用したネットワークづくりを進めます。
- 障害児・者のライフステージにあわせた、身近な相談体制などの支えあいネットワークづくりを進めます。
- 近隣市町との障害児・者福祉サービスの支えあいネットワークづくりを進めます。

3 施策の体系

第4期計画は、3つの基本方針に沿って以下の2つの基本施策にもとづいて施策・事業を展開します。



第4章 第4期障害福祉計画がめざす目標

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

- 平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することを目指す。
- 平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本とする。

<都の方向性>

- 都では、平成 29 年度末の入所定員数は、平成 17 年 10 月 1 日現在の定員数を超えないものとする。

【地域生活移行に向けた檜原村の取り組み】

本村では国、都の数値目標に基づき、これまでの実績、地域の実情を踏まえて目標を設定します。

■ 第4期障害福祉計画における目標値の設定

項目	数値	備考
平成 25 年度末の施設入所者数	6 人	
【目標値】平成 29 年度末における地域生活移行者数	1 人	平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行
【目標値】平成 29 年度末の施設入所者数	5 人	平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減

※地域生活移行の定義は、施設入所から共同生活援助や自宅へ生活の場を移すこと。

2 入院中の精神障害のある方の地域生活への移行

入院中の精神に障害がある方の、精神科病院から地域生活への移行については、都道府県のみが定めることとされています。本村については、都の目標数値を踏まえながら、指定一般相談支援事業所や地域自立支援協議会等の関係団体と連携し、地域への移行を推進します。

3 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。障害者・児の地域生活支援の推進のための機能について、地域自立支援協議会等で検討していきます。

地域生活支援拠点等の整備については、村単独での整備は困難であるため、整備数は定めませんが、近隣市町との共同での整備を含め検討していきます。

※「地域生活支援拠点」とは、障害のある方が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームや障害者支援施設等の「居住支援機能」と、地域相談支援等を担当するコーディネーターやショートステイといった「地域支援機能」を合わせた仕組みのことです。

4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度末までに一般就労に移行する人数の目標を設定します。

平成29年度末までに、本村においては企業等就職先の数に限りがあるため、ハローワーク青梅との連携を密にし、広域による対応を図り雇用先の確保に努めます。

また、障害のある方の雇用を促進するため、就労移行支援や就労継続支援を提供する事業所の確保や企業への働きかけを行うとともに、障害のある方本人に対しても、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。さらに、本村における物品の購入、役務の提供などについて、福祉施設での受注機会の拡大に努めます。

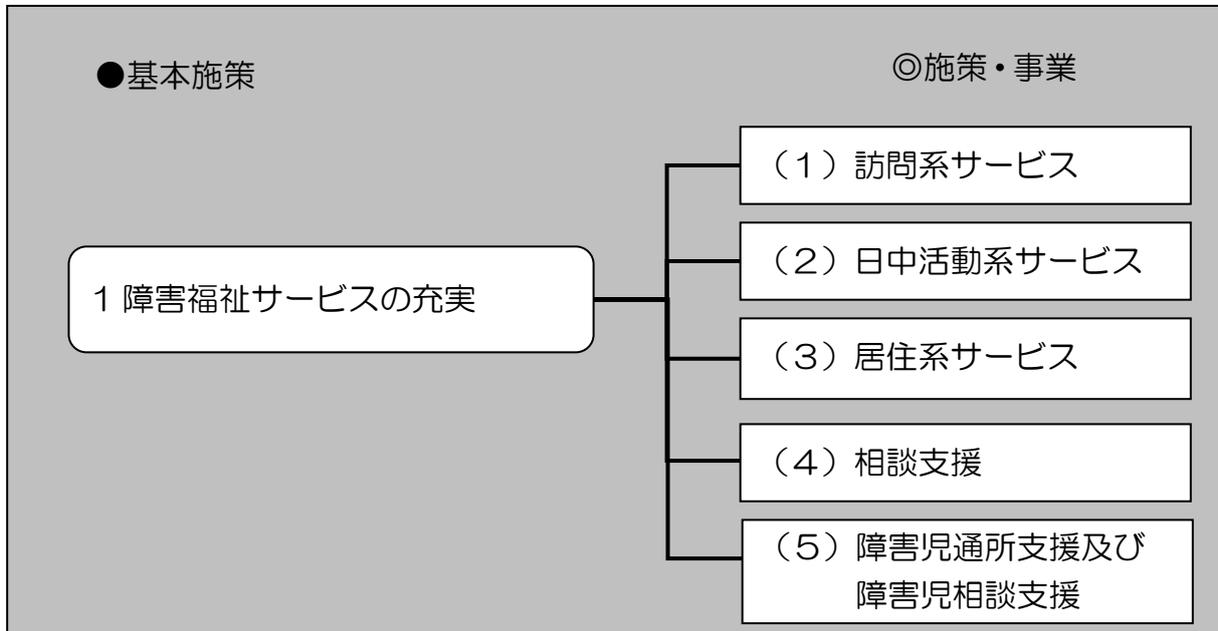
■第4期障害福祉計画における目標値の設定

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労への移行実績	0人	平成24年度の一般就労への移行した人の数
【目標値】平成29年度中に一般就労に移行する人の数	1人	平成29年度中に一般就労に移行する人の数
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	0人	平成25年度末に就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】就労移行支援事業の利用者数	1人	平成29年度末に就労移行支援事業を利用する人の数

※一般就労の定義は、企業等(就労継続支援[A型]及び福祉工場での就労を除く)への就職や在宅就労や自ら起業した場合をさす。

第5章 第4期障害福祉サービス等の見込量と取組

1 障害福祉サービスの充実



(1) 訪問系サービス

【1. サービスの概要】

訪問系サービスは、在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

【2. サービス実績・課題】

村内にはサービス提供事業所がないため、近隣の事業所について情報収集し、居宅にて生活している障害のある方が安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実が必須の課題です。

【3. 第4期計画の取組】

村内には障害者を対象とした訪問系のサービス事業所がないため、介護保険における訪問系サービスを展開する事業所に対して障害福祉サービスの提供を要請していきます。

西多摩圏域を基本とする広域での連携を図り、提供事業者の把握に努めるとともに、利用者に対し広く情報提供を行います。また、都が実施するサービス提供にかかる人材の研修等に事業所等職員の派遣を促進し、人材の養成を図ります。

サービス提供が可能な事業所の情報収集を行い、サービス確保に努めます。

①居宅介護

【1. サービスの概要】

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを提供します。

【2. サービス実績・課題】

平成 26 年度より 1 人支給決定がありました。今後もサービス提供事業所の確保に努め、ニーズに対応していきます。

②重度訪問介護

【1. サービスの概要】

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害のある方について、居宅における入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

【2. サービス実績・課題】

利用実績がありません。サービス提供事業所がなく、サービスを受ける事が出来ない状況にあります。

③同行援護

【1. サービスの概要】

視聴覚障害により、移動に著しい困難を有する方について、その方が外出移動及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読など）、移動の援護外出時に必要とされる援助サービスを提供します。

【2. サービス実績・課題】

利用実績がありません。サービス提供事業所がなく、サービスを受ける事が出来ない状況にあります。

④行動援護

【1. サービスの概要】

知的又は精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を要する方について、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などのサービスを提供します。

【2. サービス実績・課題】

利用実績がありません。サービス提供事業所がなく、サービスを受ける事が出来ない状況にあります。

⑤重度障害者等包括支援

【1. サービスの概要】

常時介護を要する障害のある方等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方について、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【2. サービス実績・課題】

平成 26 年度実績は、0 人となる見込みです。近隣市町と連携し、サービス提供事業所の確保に努めます。

●訪問系サービス見込み量

【2. サービス実績】

平成 26 年度より、居宅介護で 1 人の利用実績があります。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護、行動援護、 同行援護、重度訪問介 護、重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	5
	人/月	0	0	1

【3. 第 4 期計画の取組】

サービス利用への事業の周知・普及・啓発に努め、周辺市町の事業者との連携を図り、今後もサービス提供の確保に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	時間/月	16	16	16
	人/月	2	2	2
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

【1. サービスの概要】

日中活動系サービスは、障害者支援施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）があります。

【2. サービス実績・課題】

利用実績がないため、ニーズの予測が困難なサービスがあります。居宅にて生活している障害のある方が安心して生活できるよう、日中活動系サービスの一定量の確保は必須の課題となっています。

【3. 第4期計画の取組】

村内にないサービスの利用を希望する障害のある方がいた場合には、西多摩圏域を基本とする広域での対応を図り、事業所の確保に努めます。また、障害のある方が、特性に応じたサービスを自ら選んで利用することができるよう、障害福祉サービス等のサービスについて、広報やパンフレットを通じて周知を図り利用の促進を図ります。

就労支援として、都の補助事業である区市町村障害者就労支援事業の実施に努め、福祉的就労に就いている障害のある方の支援に取り組みます。

サービス実績がないサービスについても、一定量のサービス確保に努めます。

①生活介護

【1. サービスの概要】

常時介護を要する障害のある方について、主として昼間、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

【2. サービス実績】

サービス利用実績は増加傾向にあり、サービスの拡充が求められています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日/月	198	220	220
	人/月	9	10	10

【3. 第4期計画の取組】

平成 26 年度の実績をもとに、継続してサービスの提供に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日/月	220	220	220
	人/月	10	10	10

②自立訓練（機能訓練）

【1. サービスの概要】

身体障害のある方について、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、身体機能の向上のために一定期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などを行います。

【2. サービス実績・課題】

利用者はいないためサービスの見極めが課題となっています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【3. 第 4 期計画の取組】

ニーズに応じて、サービス提供に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

③自立訓練（生活訓練）

【1. サービスの概要】

知的障害又は精神障害のある方について、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、生活能力の向上のために一定期間にわたり行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などを行います。

【2. サービス実績・課題】

利用者はいませんが、サービスの見極めが課題です。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練（生活訓練）	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【3. 第 4 期計画の取組】

ニーズに応じて、サービス提供に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（生活訓練）	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

④就労移行支援

【1. サービスの概要】

就労を希望する障害のある方について、一定期間にわたり、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行われる就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などを行います。

【2. サービス実績・課題】

就労の場が少ない本村において、就労支援は難しい課題です。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【3. 第 4 期計画の取組】

相談支援事業所等の協力のもとに事業提供できる体制づくりに努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

⑤就労継続支援（A型）

【1. サービスの概要】

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害のある方に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

【2. サービス実績】

サービス利用実績は増加傾向にあり、サービスの拡充が求められています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援（A型）	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1

【3. 第 4 期計画の取組】

就労のための訓練としてサービス利用を促進していきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A型）	人日/月	22	44	66
	人/月	1	2	3

◎就労継続支援（B型）

【1. サービスの概要】

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

【2. サービス実績】

サービス利用実績は増加傾向にあり、サービスの拡充が求められています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援（B型）	人日/月	132	132	110
	人/月	6	6	5

【3. 第 4 期計画の取組】

村内に事業所があり、今後ともサービス利用を促進していきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（B型）	人日/月	110	132	154
	人/月	5	6	7

⑦療養介護

【1. サービスの概要】

医療を要する障害のある方であって常時介護を要する方について、主として昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下の介護及び日常生活上の支援を行います。

【2. サービス実績・課題】

平成 24 年度より 1 人の利用実績があります。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	人/月	1	1	1

【3. 第 4 期計画の取組】

平成 26 年度の実績をもとに、継続してサービスの提供に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	人/月	1	1	1

⑧短期入所（ショートステイ）

【1. サービスの概要】

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により障害者支援施設、児童福祉施設などへの短期間の入所を必要とする障害のある方等について、これらの施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【2. サービス実績】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

【3. 第 4 期計画の取組】

在宅の生活にて必要なとき、短期入所を利用できるよう、広域での対応も視野に入れて近隣市町と連携を図りサービス確保に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	人日/月	12	12	12
	人/月	2	2	2

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います。具体的には、共同生活援助、施設入所支援があります。

① 共同生活援助（グループホーム）

【1. サービスの概要】

障害のある方について、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の日常生活上の支援を行います。

【2. サービス実績】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助	人/月	8	8	7

※平成 26 年 4 月からは、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されたため、平成 24 年度及び平成 25 年度の実績は、この 2 施設の合計。

【3. 第 4 期計画の取組】

サービスを継続するとともに、受け入れ枠の拡充に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	7	7	7

② 施設入所支援

【1. サービスの概要】

施設に入所する障害のある方について、主として夜間に行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【2. サービス実績】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	人/月	6	6	7

【3. 第 4 期計画の取組】

継続したサービス提供に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	人/月	7	7	6

(4) 相談支援

【1. サービスの概要】

障害のある方の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとに計画内容の見直しを行う「計画相談支援」、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある方に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う「地域移行支援」、居宅において単身で生活している障害のある方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を提供します。

【2. サービス実績・課題】

平成 25 年度より、新規申請者や更新者のサービス等利用計画の作成を進めています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (推計値)
計画相談支援 (人/月)	0	1	2
地域移行支援 (人/月)	0	1	0
地域定着支援 (人/月)	0	0	0

【3. 第 4 期計画の取組】

指定特定相談事業所との連携を強化し、障害のある方の相談体制の充実に努めます。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
計画相談支援 (人/月)	3	3	3
地域移行支援 (人/月)	0	0	0
地域定着支援 (人/月)	0	0	0

(5) 障害児通所支援及び障害児相談支援

【1. サービスの概要】

① 障害児通所支援

・児童発達支援

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練を行います。

・医療型児童発達支援

未就学の障害のある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

・放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

- ・ 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。

- ② 障害児相談支援

障害児通所支援のサービスの利用にあたって、障害児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

【2. サービス実績・課題】

平成 25 年度までは実績がありませんでしたが、平成 26 年度より放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用実績がありました。

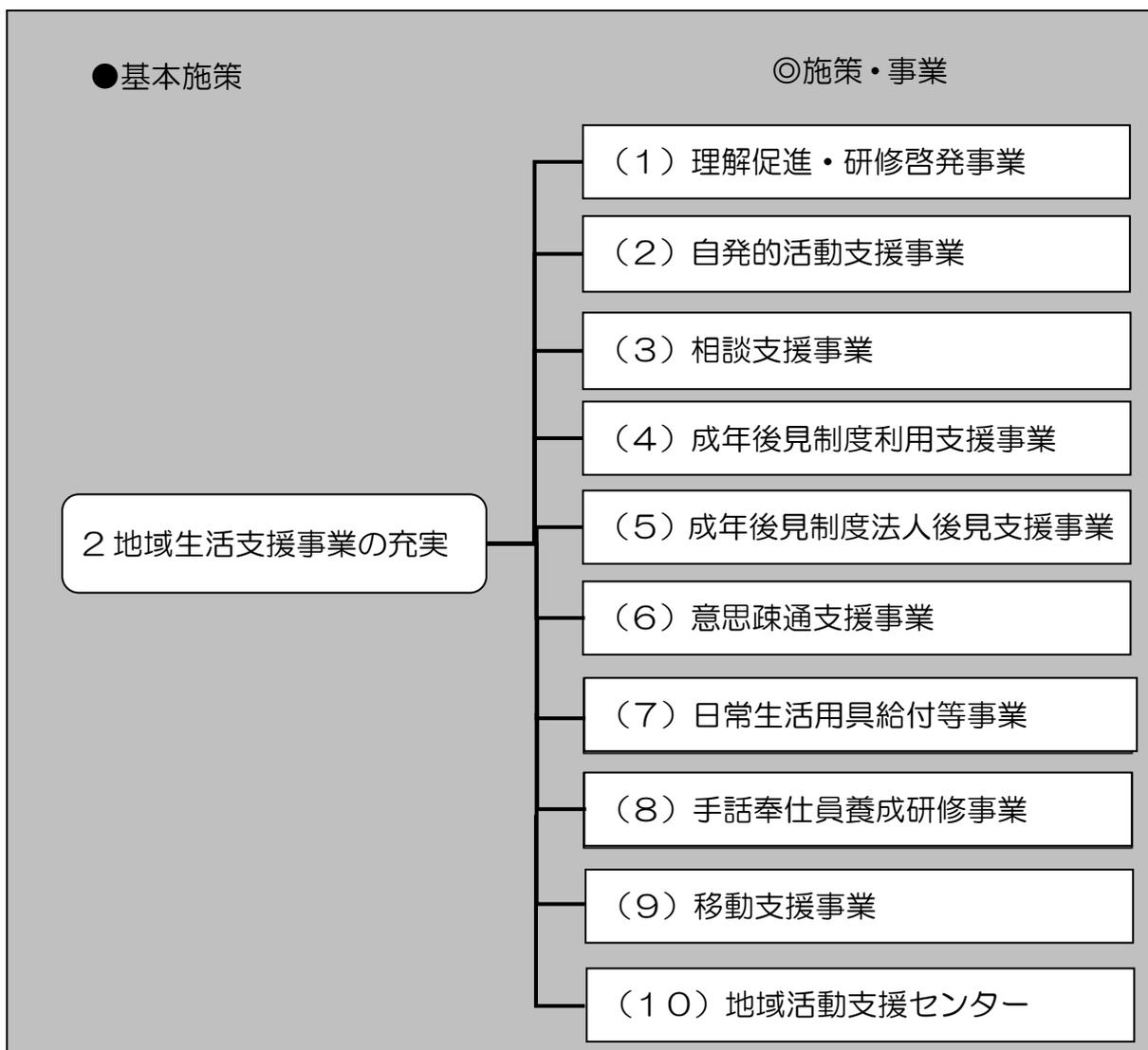
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (推計値)
児童発達支援	サービス量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	サービス量 (人日/月)	0	0	20
	利用者数 (人/月)	0	0	1
保育所等訪問支援	サービス量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
医療型児童発達支援	サービス量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	0	0	1

【3. 第 4 期計画の取組】

障害児のサービスの利用については今後も利用のニーズが発生した場合に備え、近隣の市町との連携により提供体制の整備を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	サービス量 (人日/月)	5	5	5
	利用者数 (人/月)	1	1	1
放課後等デイサービス	サービス量 (人日/月)	20	20	20
	利用者数 (人/月)	1	1	1
保育所等訪問支援	サービス量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
医療型児童発達支援	サービス量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	1	1	1

2 地域生活支援事業の充実



(1) 理解促進・研修啓発事業

【1. サービスの概要】

障害のある方が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【2. 第4期計画の取組】

村で主催するイベント等での障害者理解に関するPR活動の実施、地域自立支援協議会等において障害者理解に関する研修会や、障害のある方やその家族を対象とした座談会を開催するなど、障害者理解の啓発活動に取り組みます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

【1. サービスの概要】

障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【2. 第4期計画の取組】

地域自立支援協議会や障害者団体などと連携し、どのような事業が自発的にできるか検討します。また、障害のある方やその家族、障害者団体などが自発的に行うピアサポートなどの取り組みへの支援体制の整備を図ります。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

【1. サービスの概要】

障害のある方やその家族等に障害福祉全般に関する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、サービス提供事業所や専門機関の紹介などを行うとともに、虐待の防止や早期発見など、権利擁護のために必要な援助を行います。

【2. サービス実績】

本村の相談支援事業については、平成23年度から村内の指定特定・一般相談支援事業者、指定障害児相談支援事業所「ひのきのその」に委託し実施しています。同事業者には社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的な資格を持つ職員が配置され、相談支援の適切かつ円滑な実施に努めています。

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
①相談支援事業	ア 障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
	イ 地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業		実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業		実施の有無	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業		実施の有無	無	無	無

【3. 第4期計画の取組】

今後もサービス提供事業者や相談支援事業者と連携を図りながら、障害者相談支援事業の周知を行い、相談支援事業の利用促進を図ります。

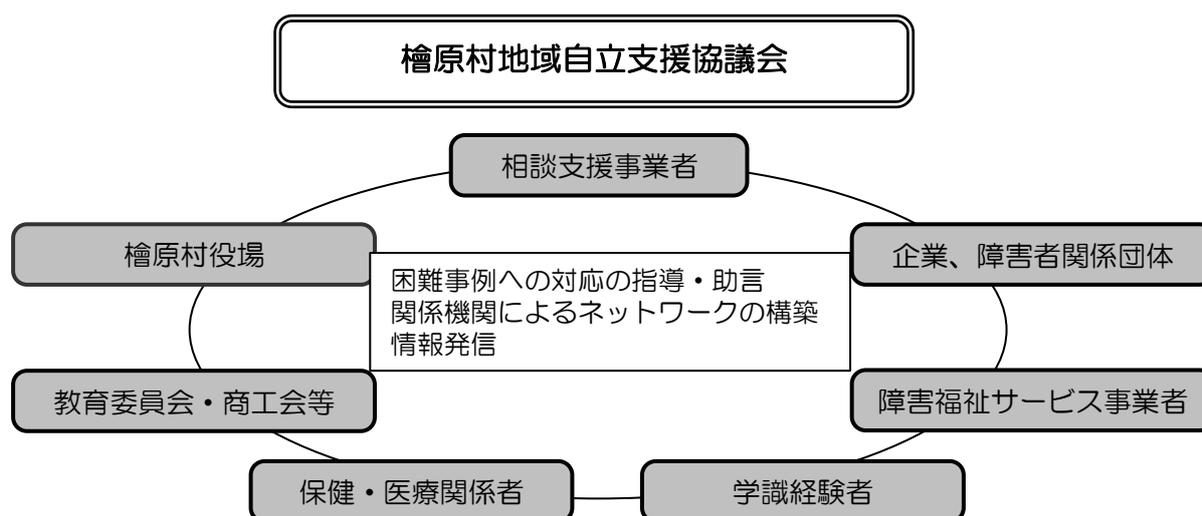
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業所（箇所）	箇所	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無
基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

【地域自立支援協議会】

地域自立支援協議会は、身体・知的障害者相談員や村内の障害福祉サービス事業所等関係機関の職員を委員とし、相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある方等への支援体制に関する課題について協議を行っています。また、ヘルプカードの作成やPR活動、社会資源マップの作成に向けた協議等、障害者理解に関する周知活動を行っています。

今後は関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実させていくことにより、地域の実情に応じた体制の整備、障害のある方やその家族への支援や連携のあり方について検討していきます。

○檜原村地域自立支援協議会の構成



(4) 成年後見制度利用支援事業

【1. サービスの概要】

成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある方に対して制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

【2. 第4期計画の取組】

平成26年度までの実績はありませんでしたが、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある方の把握に努めます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	実利用 見込み者数	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【1. サービスの概要】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、後見人を含めた法人後見の活動を支援します。

【2. 第4期計画の取組】

高齢者における権利擁護制度との連携を図りつつ、第4期期間中の体制整備を目指します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

【1. サービスの概要】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳等の方法により、障害のある方とその他の方との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う事業です。

【2. サービス実績・課題】

利用者はいませんが、新規ニーズへの受け入れ体制づくりが課題です。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者設置事業 (設置見込み者数)	人	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業利用者数	人	0	0	0

【3. 第4期計画の取組】

ニーズに応じて、サービス提供に努めます。そのため、手話通訳者の養成のための講習の実施や、人材や事業規模の面で単独での実施が難しい場合には近隣市町広域での実施の体制づくりを進め、人材の育成・確保に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（実利用見込み件数）	人	1	1	1
手話通訳者設置事業（実設置見込み者数）	人	1	1	1

（7）日常生活用具給付等事業

【1. サービスの概要】

重度障害者を対象に自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。日常生活用具は、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援」「排泄管理支援用具」「居宅生活動作補助用具（住宅設備改善費）」に分けられます。

【2. サービス実績】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 （推計値）
日常生活用具給付事業	件／年	11	13	10

【3. 第4期計画の取組】

今後ともサービス提供の継続とともにサービスの拡充に努めます。事業の周知、利用の普及・啓発を図るとともに、給付品目の拡充を行うことで事業を推進します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付事業	件／年	13	13	13

（8）手話奉仕員養成研修事業

【1. サービスの概要】

聴覚障害のある方との交流活動の推進や、広報活動などの障害者に対する支援者として期待される手話奉仕員（日常生活程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

【2. 第4期計画の取組】

ニーズに応じて、サービス提供に努めます。そのため、手話通訳者の養成のための講習の実施や、人材や事業規模の面で単独での実施が難しい場合には近隣市町広域での実施の体制づくりを進め、人材の育成・確保に努めます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
奉仕員養成研修事業 (手話通訳終了見込者数)	人	1	1	1

(9) 移動支援事業

【1. サービスの概要】

屋外での移動や外出が困難な障害のある方に対して、社会通念上必要な外出や社会参加のための移動を支援する事業です。

【2. サービス実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (推計値)
移動支援 事業	実施箇所数	箇所	2	2	2
	実利用人数	人	1	2	2
	利用時間数/月	時間	36	70	85

【3. 第4期計画の取組】

グループホーム利用者の外出時など、今後も利用者動向を把握し、事業者と連携を図りサービスの内容等について情報提供に努めます。

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援 事業	実施箇所数	箇所	3	3	3
	実利用見込み者数	人	2	3	4
	利用見込み時間数/月	時間	100	150	200

(10) 地域活動支援センター事業

【1. サービスの概要】

障害のある方等に対し創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を支援する事業で、地域の実情に応じ柔軟に実施する事業です。

【2. サービス実績・課題】

第3期計画では、定員の確保が困難であるとの判断から地域活動支援センターの設置を見送りましたが、それに代わるような居場所作り等が課題となっています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター 実施箇所数	箇所	0	0	0
実利用人数	人	0	0	0
機能強化事業	箇所	0	0	0

【3. 第4期計画の取組】

村単独での実施が困難なため、広域での実施等、実施方法について検討して行きます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター 実施見込み箇所数	箇所	検討	検討	検討
実利用見込み者数	人	0	0	0
機能強化事業	箇所	0	0	0

(11) その他事業

① 更生訓練費給付事業

【1. サービスの概要】

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び、障害者総合支援法により入所している方に更生訓練費を支給します。

【2. サービス実績】

事業予算計上してありますが、利用者はいません。

【3. 第4期計画の取組】

新規ニーズへの一定量のサービス確保に努めます。

②施設入所者就業支度金給付事業

【1. サービスの概要】

施設入所または通所している方が訓練を終了し、または、就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する方に対して、就職支度金を支給します。

【2. サービス実績】

事業予算計上してありますが、利用者はいません。

【3. 第4期計画の取組】

新規ニーズへの一定量のサービス確保に努めます。

②自動車改造費助成事業

【1. サービスの概要】

身体障害のある方の日常生活上の利便性の向上や社会参加の促進を図るため、自動車改造にかかる費用を助成します。

【2. サービス実績】

事業予算計上してありますが、利用者はいません。

【3. 第4期計画の取組】

新規ニーズへの一定量のサービス確保に努めます。

④オストメイト対応トイレ整備事業

【1. サービスの概要】

既存の公共トイレをオストメイト対応トイレに改修し、オストメイトの社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。

【2. サービス実績】

平成22年度に1箇所設置しました。

【3. 第4期計画の取組】

当面の設置予定はありませんが、新規ニーズへの対応に努めます。

⑤じん臓機能障害者等通院交通費給付事業

【1. サービスの概要】

じん臓又は小腸の機能に障害のある方が、障害に基づく症状を軽減又は除去する目的で、医療機関において人工透析療法または中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費を助成し、じん臓機能障害者等の福祉の増進を図ります。

◎重度障害者タクシー乗車料金等助成事業

【1. サービスの概要】

在宅の重度の障害のある方の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成し、移動の利便を図るとともに、重度の障害のある方及び保護者等の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

【2. サービス実績・課題】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (推計値)
更生訓練費給付事業	人/年	0	0	0
施設入所者就業支度金給付事業	人/年	0	0	0
自動車改造費助成事業	人/年	0	0	0
オストメイト対応トイレ整備事業	か所/年	0	0	0
じん臓機能障害者等通院交通費給付事業	人/年	3	4	3
重度障害者タクシー乗車料金等助成事業	人/年	—	17	20

【3. 第 4 期計画の取組】

じん臓機能障害者等通院交通費利用者は、今後とも横ばい傾向で推移し、あわせて医療機関による無料送迎も実施されているため、大幅な増加はなく推移します。

平成 25 年度より新規で実施されている重度障害者タクシー乗車料金等助成事業をはじめ、給付事業各サービスについて広く周知することにより、利用を促進します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費給付事業	人/年	1	1	1
施設入所者就業支度金給付事業	人/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	人/年	1	1	1
オストメイト対応トイレ整備事業	か所/年	0	0	0
じん臓機能障害者等通院交通費給付事業	人/年	3	3	3
重度障害者タクシー乗車料金等助成事業	人/年	20	20	20

第6章 計画の推進に向けて

1 重点的な取組・課題

(1) 利用者が望むサービスの提供

全ての障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、ライフステージに応じて障害のある方自身が望むサービスが利用できるよう、村や事業者などがサービスの量・質を確保するとともに、情報収集やニーズを十分把握してサービスを提供できる体制の整備・充実を図ります。

(2) 制度の周知を図る

障害に応じたサービスを提供するため、利用者に各サービスの周知を行い制度を理解していただく必要があります。

そのため、広報、ホームページ、パンフレットなどによりサービスの周知徹底を図るほか、制度改正の情報などは速やかに利用者や事業者提供していきます。

(3) 雇用の拡大・就労支援施策の推進

①公的機関における雇用拡大の推進

公的機関において障害のある方の雇用を推進するとともに、作業所等に委託可能な仕事の検討を行い、職域の拡大を図ります。

②障害者優先調達推進法の推進

障害者優先調達推進法により、村としての取り組みを方針として掲げ、各障害者施設・作業所からの物品等の調達に努めます。また、毎年、前年度を上回る実績を目指していきます。

(4) 障害者の虐待防止

平成24年10月から、障害者虐待防止法が施行されました。村においては、体制の整備、関係機関職員の資質向上、通報義務等の必要性について必要な広報・啓発活動を実施し、関係機関との連携を図り、虐待の防止や早期発見等の取り組みを強化していきます。

(5) 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「檜原村子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障害のある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(6) 災害時の支援体制・協力体制の確立

災害時等に自力や家族の力だけで避難できない障害のある方等の要支援者が、地域において避難支援を受けられる体制が必要となっています。

本人の同意により避難行動要支援者の情報を登録した「住民居住者名簿」を活用し、個人情報に配慮しつつ、要支援者の情報管理について関係機関と連携し、支援体制の整備を図ります。

また、村内の福祉施設と、要支援者の避難施設に関する協定を締結し、障害のある方の特性に応じた支援方法や避難体制の整備を推進します。

(7) 移動・交通対策の充実

医療機関への通院に要した交通費の助成として「じん臓機能障害者等通院交通費給付事業」、重度の障害のある方の社会参加の促進や経済的負担の軽減を目的として「重度障害者タクシー乗車料金等助成事業」を継続して実施し、制度の活用を推進します。

また、障害のある方の通院、買い物等の主要な交通手段として、バス路線の維持・確保を要請するとともに、デマンドバスの継続的な運行など、交通弱者に対する交通対策について検討していきます。

(8) 障害を理由とする差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年に成立し、公的機関等において、障害のある方や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障害のある方が他の方と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」が義務付けられることが示されました。

障害のある方に対する誤解や偏見、差別の解消を図るために、障害についての正しい知識の普及と啓発に取り組みます。

2 計画達成状況の点検及び評価

(1) 関係団体・民間企業等との連携

障害のある方が施設から地域生活へ円滑に移行できるように、また、自らの選択により住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら自立した生活が送れるように、各関係団体、民間企業等と連携して計画を推進します。

(2) 関係機関の連携

保健・医療・福祉をはじめとして、労働・教育等の関係各課、関係機関が計画の進捗状況等を確認し合うなど連携をとりながら、数値目標の達成等に向けて計画を着実に推進していきます。

(3) 国・都との連携

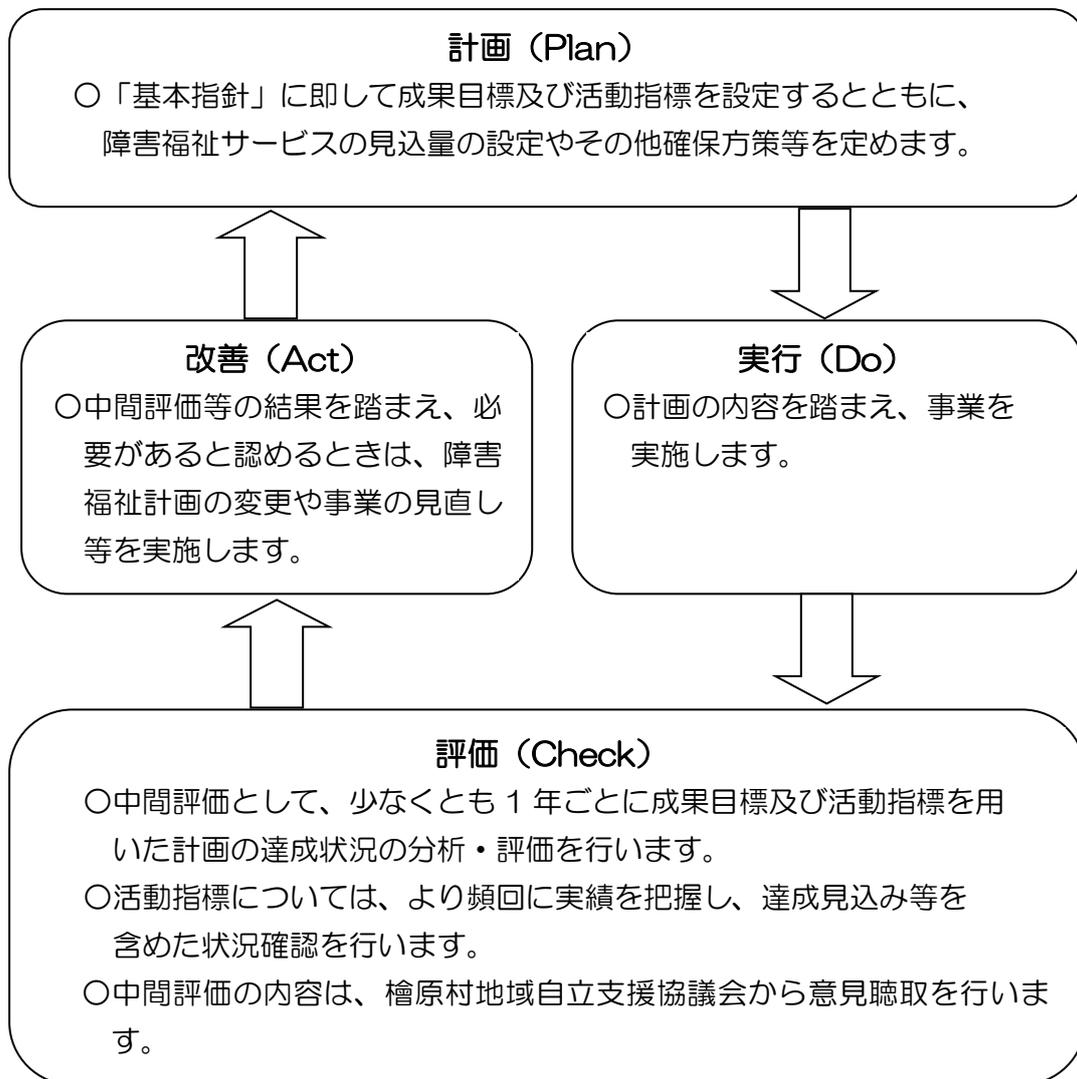
都や西多摩圏域を基本とする近隣市町と連携し、計画の見込量や事業所指定等について必要な調整を図るとともに、障害福祉サービス等にかかわる人材の育成・資質の向上を図ります。また、適切な利用者負担制度等、障害者施策の一層の充実に向けて国・都へ働きかけていきます。

(4) 計画の進捗状況

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

そのため、本村においては、成果指標や活動指標について定期的に調査分析を行い、障害福祉計画の中間評価を実施していきます。

・PDCAサイクルのプロセスイメージ



1 檜原村障害福祉計画策定委員会設置条例

(設置及び目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、檜原村の障害福祉を総合的に推進する施策の指針として、檜原村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するにあたり、広く村民の意見を反映したものとするため、檜原村障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、檜原村長（以下「村長」という。）の諮問に応じ、障害福祉計画の策定に関する事項について審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者について、村長が委嘱する委員12名以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 福祉関係の代表
- (4) 医療関係の代表
- (5) 公共的団体の代表
- (6) 住民代表
- (7) 村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による当該諮問にかかる審議が終了したときとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉けんこう課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 檜原村障害福祉計画策定委員会委員名簿

平成27年3月31日迄

構 成	役 職 ・ 所属団体	氏 名
障害福祉関係	障害者団体代表者	市 川 伊紀子
福祉施設関係	社会福祉法人 緑水会 檜原村障害者相談支援事業所	○富 永 知 里
福祉施設関係	特定非営利活動法人 つ・む・ぎ	三 谷 泰 子
社協関係	檜原村社会福祉協議会局長 檜原村福祉作業所	◎高 取 弥三郎 濱 中 美奈子
民生・児童委員関係	障がい福祉部会	野 口 猛
医療機関	檜原診療所長	田 原 邦 朗
一 般	一般公募	応募なし
行政関係	檜原村副村長	乙 津 好 男
保健・福祉関係	檜原村保健師	鈴 木 佳津枝
事務局	檜原村福祉けんこう課長 福祉けんこう課福祉係長 福祉けんこう課福祉係主事	久保嶋 光 浩 岡 部 晃 子 高 木 陽 子

◎は委員長、○は副委員長

3 計画策定の経過

日 程	内 容 等
平成26年12月17日	第1回檜原村障害福祉計画策定委員会 1) 障害福祉計画概要について 2) 今後の会議予定等について 3) その他
平成27年3月11日	第2回檜原村障害福祉計画策定委員会 1) 障害福祉計画素案について 2) その他

檜原村障害福祉計画

【第4期】

(平成27年度～平成29年度)

発行：平成27年3月

編集：檜原村 やすらぎの里 福祉けんこう課

〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村 2717

TEL 042-598-3121